

暫定基準を設定した農薬等に係る食品安全基本法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入したことに伴う残留基準（いわゆる暫定基準）等の設定については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第3号に該当するものとし、いわゆる暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価については、本制度の施行後相当の期間内に、食品安全委員会に依頼することとしているところである。

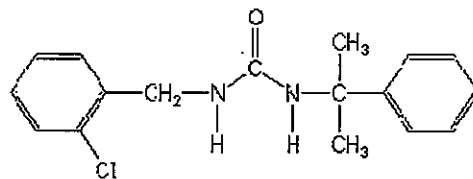
以下に掲げる農薬等については、本制度の導入に当たりいわゆる暫定基準を設定したものであるが、今般、評価に必要な資料が収集できたことから、食品安全基本法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

(1) クミルロン

本薬は除草剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して食品分類の再構築等に伴い新たな基準を設定した。

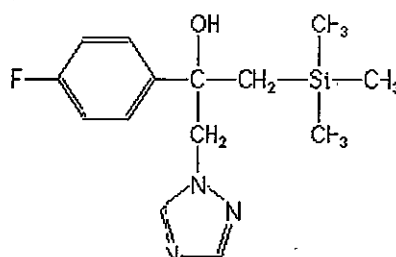
FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価は、なされていない。



(2) シメコナゾール

本薬は殺菌剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して農薬取締法に基づく登録保留基準を参考に新たな基準を設定した。

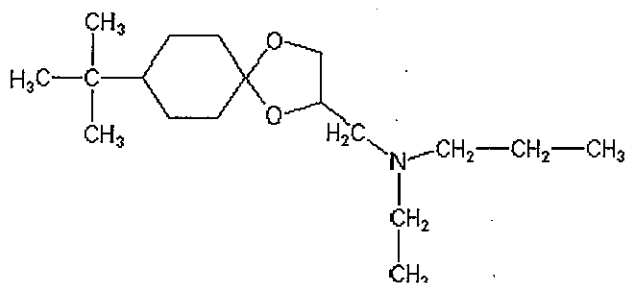
JMPRにおける毒性評価は、なされていない。



(3) スピロキサミン

本薬は殺菌剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

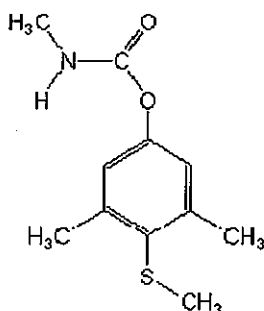
JMPRにおける毒性評価は、なされていない。



(4) メチオカルブ

本薬は殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

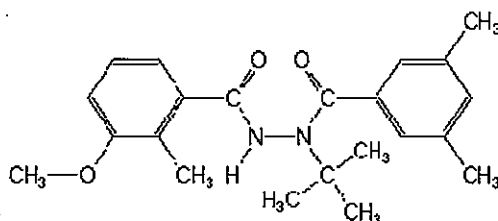
JMPRにおける毒性評価では、許容一日摂取量 (ADI) として 0.02 mg/kg 体重/日と設定されている。



(5) メトキシフェノジド

本薬は殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して国際基準、登録保留基準及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。

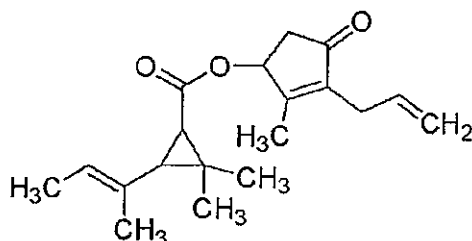
JMPRにおける毒性評価では、ADIとして 0.1 mg/kg 体重/日と設定されている。



(6) アレスリン (優先評価物質)

本薬は殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して薬事法に基づく動物用医薬品の承認時の定量限界を参考に新たな基準を設定した。

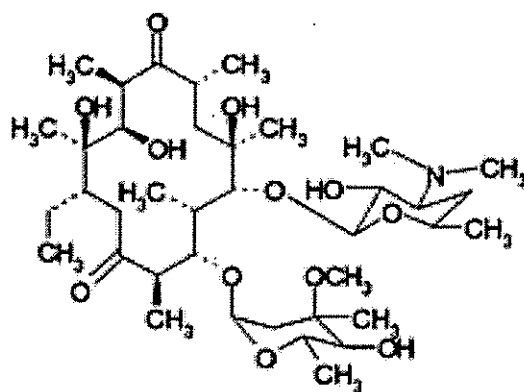
1965年にJMPRにおいて、肝毒性の疑いから「NO ADI」と評価されている。



(7) エリスロマイシン

本薬は抗生物質であり、ポジティブリスト制度の導入に際して薬事法に基づく動物用医薬品の承認時の定量限界及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。

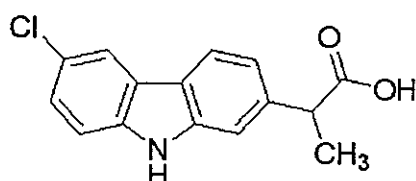
FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)における毒性評価では、ADIとして0.0007 mg/ヒト/日と設定されている。



(8) カルプロフェン

本薬は非ステロイド系消炎剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した

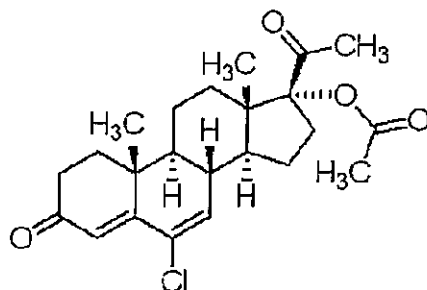
JECFAにおける毒性評価は、なされていない。



(9) クロルマジノン

本薬は繁殖用剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

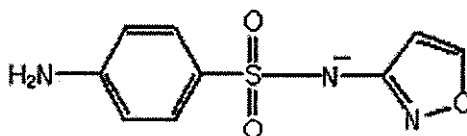
J E C F Aにおける毒性評価は、なされていない。



(10) スルフィソゾール

本薬は合成抗菌剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して薬事法に基づく動物用医薬品の承認時の定量限界を参考に新たな基準を設定した。

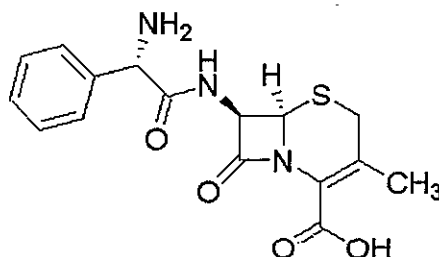
J E C F Aにおける毒性評価は、なされていない。



(11) セファレキシン

本薬は抗生物質であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

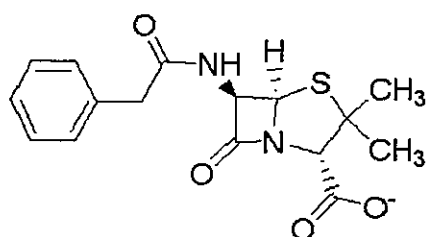
J E C F Aにおける毒性評価は、なされていない。



(12) ペンジルペニシリン

本薬は抗生物質であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

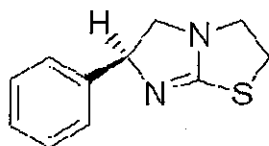
J E C F Aにおける毒性評価では、A D Iとして0.03 mg/ヒト/日と設定されている。



(13) レバミゾール

本薬は抗生物質であり、ポジティブリスト制度の導入に際して国際基準及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。

J E C F Aにおける毒性評価では、A D Iとして0.006 mg/kg 体重/日と設定されている。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記の農薬等の食品中の残留基準設定について検討する。